

## 平成28年度事業計画決定の件

平成28年度事業計画（案）を次のとおり策定したので、承認を求める。

### 平成28年度事業計画（案）

昨年5月26日、空家等対策の推進に関する特別措置法が完全施行された。当会では、これを受けて即座に空き家問題に関する研修会を企画、県内各市町の担当者にも参加を促し、研修会は多くの会員の出席の下で実施された。その後、北は桑名市から南は熊野市まで、一部の市を除いて対応状況を調査したところ、地域によって大きな温度差を感じたが、共通して浮上してきたのが相続登記の未了問題と、近い将来空き家となる事が明らかな独居老人の問題である。ただ、相続登記未了問題はこれまでも様々なところで障害となって立ちはだかっていた。未登記道路や耕作放棄地、適正に管理されない森林等、そして東日本大震災等々である。なぜ相続登記がなされずに放置されるのかは、それぞれの不動産にそれぞれの理由があるであろうが、地方においては大幅な地価の下落や農業後継者の不在等が問題となっていることに加え、少子化問題や人口流出問題等が壁となって立ちはだかっているのではないだろうか。現在、法務省では「未来へつなぐ相続登記」というスローガンを掲げ、相続登記の推進に力を入れており、今後も様々な施策が打ち出されるものと思われる。我々はそれら一つひとつの事案に確実に対応し、目の前の問題だけでなく、未来に向けた対策を講じていくため、地元自治体とも連携し大いに力を発揮していかなければならない。

次に、法務局における窓口相談について、窓口で対応し得る相談の限界を越えて行われていた問題について、三重県が全国に先駆けてその改善に向けた取組に着手し、その後同様の動きが全国に広まりつつあることは既にご報告させていただいたとおりであるが、去年は、現津地方法務局長の号令の下で、さらに一歩進んだ改善に向けて、窓口相談で遵守すべきガイドラインが発せられた。このガイドラインは、法務局の役割と司法書士の役割をきちんと区別し、それを徹底していこうというものであり、我々にとっては大いに歓迎すべきものであるが、国民にとっての法務局は役所であり、そこで働く職員は公僕であり、よって市民の要求には何でも応えなければならぬとの思考が強く働いているものと思われ、ガイドラインの徹底には相当な労力を要するものと思料する。そして、この事は日々窓口で相談に対応している職員の方にとって大きなストレスとなっているものと容易に想像できる。しかし、登記申請は他の届出等とは異なり国民の権利の得喪変更にかかわる重要な手続であって、窓口で対応出来る問題には自ずと限界があるが、その様な知識を持ち合わせている一般国民は、ほんの僅かに過ぎないものと思われる。よって、登記制度が如何に重要なものであるか、その申請行為が如何に厳格なものであるか、我々自身も国民に向けて発信していかなければならないと考える。

最後に非司法書士への対応である。この問題は、ずっと以前より常に我々に付きまってきたが、登記申請へのオンライン化導入と同時に認められることとなった郵送による登記申請が、より一層この問題に拍車をかけていると考える。この非司法問題は、上記法務局の窓口相談にも関連するが、高度な倫理規定の下で登記制度を支える我々司法書士と違い、なんの制限もかけられておらず、資格制度を無視し、延いては登記制度の根幹を揺るがしかねない断じて放置するわけに

はいかない問題である。平成27年度の非司調査においては、会員の皆様には例年の3倍の量の調査にご協力いただいた。調査結果からは、やはり無資格者による代理申請行為が相当数発見されたため、関係各署に対し厳しい指導を行うよう求めている。ご協力いただいた会員にはこの場を借りてあらためて感謝の意を表するものである。しかし、上記のとおり郵送申請が現状のままである限り、この問題への対応は困難を極めるものと危惧する。よって、当会としては現状の範囲で出来る限りの対策をとりつつも、不動産登記法改正のための発信をしていきたい。

超高齢化社会、格差社会、無縁社会、虐待問題、自殺対策、労働問題、奨学金問題、老老介護、独居老人・・・目を向けなければならない問題は枚挙に暇がない。現在、日司連では「司法書士養成制度」というものが検討されている。この制度は、全ての司法書士が簡裁代理権を持ち、その能力を存分に活用し、真に「国民の身近な暮らしの中の法律家」たらしめとするものであり、早期に実現することを願っている。

我々は資格者制度の中でも特に実直な資格者団体だと自負している。登記制度の担い手として、そしてまた簡裁訴訟代理等関係業務を通して、真に国民の権利保護のための資格制度として存分に力を発揮していかなければならない。

### 重点事業

1. 空き家、所有者不明土地等の問題への対応の検討と対策
2. 法務局との協調による窓口相談の適正化および非司法書士対策への対応
3. 司法書士としての職業倫理の確立
4. 研修事業の充実
5. 対外広報の充実
6. 防災対策、災害対策等危機管理能力の向上

## **総務部**

1. 必要に応じ三重県司法書士会の規則・規程・指針等の見直し
2. 会員専用サイト構築（会員連絡方法の見直し・保存文書電子化）
3. 事務局就業規則の制定
4. 親睦事業の企画・運営
5. 司法書士業務賠償損害保険につき保険会社との連絡調整及び必要に応じ業務賠償損害保険に関する規程等の見直し
6. 会員から業務に関する意見・疑問点等の情報収集及び法務局等との実務協議等の実施並びに会員への情報提供
7. 法務局相続登記推進事業の連絡調整
8. その他、他の部・委員会の所掌に属さない業務の実施

## **財務部**

1. 予算収入の状況及び執行状況の把握と検討
  - (1) 一般会計及び会館特別会計予算の効率的・効果的な執行に向けて、会費等の収入状況及び毎月の支出状況の把握と検討を行い、予算の適切な管理執行に努める。
  - (2) 適正な予算執行を図るため、各部各委員長等へ施行状況等を適宜提供する。
2. 財務内容の検討
  - (1) 中間期及び年度末の決算書等により、財務内容の検討を行う。
  - (2) 効率良い事業執行と支出の抑制、両面を踏まえ収支均衡型の財務運営を目指す。
3. 会館の維持・管理等
  - (1) 会館及び付帯設備の定期的な点検・修繕等を行い、継続的な維持管理に努める。
  - (2) 経年による会館及び付帯設備の修繕等を計画的に行うため、緊急性等に基づく優先順位を定め、費用等を勘案しながら順次検討を行う。  
(主な検討事項)
    - ① 2階シャワー室の有効活用（倉庫、書庫等への改修）
    - ② 2階和室の改修（中会議室の拡張等）
    - ③ 1階事務局奥側カウンター付近の有効活用（相談スペース等への改修）
    - ④ 3階大会議室の机と椅子の新調

## **研修部**

1. 本年度法案成立が見込まれている民法（債権法）改正に関する研修会を必要に応じて実施する。また、民法改正の勉強会を支援して、民法改正に対応する。
2. 昨今、改正が予定されている相続法について、情報収集を行い、必要に応じて会員へ情報提供を実施する。
3. 空き家問題対策について、必要な研修を必要に応じて実施する。
4. 日司連の新入会員研修プログラムのモデル会に選ばれたため、その実施について対応する。

5. 日本司法書士会連合会、中部ブロック会で行われる会員研修を確認し、司法書士の業務に必要な専門分野及び倫理の保持に必要な研修について、本会で行うべき研修、支部で行った方が良い研修を検討し、適宜適切な集合研修を開催する。また、必要に応じて、ビデオライブラリ、eラーニングシステム、DVDの案内を行い、会員が年間12単位以上の研修単位を取得できる環境を用意する。
6. 各委員会、各支部、関連他団体との連絡、協力のもと研修の共催及び案内を行う。
7. 年次制研修を実施し、年次制研修対象の未受講者について、日司連会員研修規則及び日司連会員研修実施要領等にもとづき適切に対応する。
8. 本会で行う研修のうち、内容がインターネット配信による研修が可能なものについてサテライト会場を設置し、インターネット配信による集合研修を開催し、遠隔地会員の研修の利便性を図り、各会員が本会主催の研修を受ける機会を均等にする。
9. 年次制研修及び会員研修の履修に関する各会員の単位取得状況について、三重県司法書士会ホームページにより一般市民に公表する。
10. 司法書士登録希望者の配属研修のスムーズな運営方法を検討する。

## **広 報 部**

対外広報においては、司法書士の多岐にわたる業務内容をより広く知っていただくための活動である「制度広報」と市民公開講座、無料相談会、巡回相談会及び消費者教育講座などの司法書士会実施の事業（「事業広報」）を、パブリシティ活動、行政機関や裁判所との連携及びホームページなどを通じて、積極的に市民の中に周知する活動を行いたい。また、市民公開講座や無料相談会以外の市民向け事業や、祭りなどのイベントへのブース出展など、従来とは異なる広報活動を実現させたい。さらに、これらの活動に必要なPRグッズの制作なども含めた環境整備を図りたい。

ホームページについては、情報伝達手段の多様化された社会において、市民と我々司法書士・司法書士会をつなぐ重要なハブの役割を担っていることに疑いはなく、昨年度に引き続き、常に「閲覧者の視線」に立ちつつ、全面的リニューアルを含めた見直しに着手していきたい。

一方で、昨年度に引き続き、既存の事業の見直しを図り、効率的な対外広報を展開していきたい。

対内広報については、対外広報活動を充実させるためには、会内部の活性化が不可欠であると考えられるため、会員に対し、速報みえ・ホームページ等を利用して、適宜情報提供を心がけるなどすることにより活性化を図りたい。

### 1. 対外広報

- (1) 各支部との協力による無料相談会の開催（相続登記はお済みですか月間など）
- (2) 市民法律支援事業部、総合相談センター、非司排除委員会及び空き家等対策特別委員会等各部各委員会並びに法務局、裁判所、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート三重支部、三重県司法書士政治連盟及び三重県青年司法書士協議会等関連諸団体との連携による効果的な広報活動の展開
- (3) 地方新聞・TV局などを利用した効果的な対外広報活動
- (4) 各支部との協力による広報活動及び支部広報活動に対する支援事業
- (5) ホームページの維持管理、全面リニューアルも含めた見直し及びSEO対策（SNSとの連動など）
- (6) 広報ツール（パンフレット・リーフレット・ポスター等）の制作及び配布

- (7) 市民向け事業（講座・シンポジウム・法律教室など）の開催
  - (8) 市民向け各種イベントへのブース出展
  - (9) 既存事業の見直し
2. 対内広報
- (1) 速報みえの発行による諸情報の提供

## **市民法律支援事業部**

- 1. 司法アクセス困難地域における巡回無料相談会の実施及び新たな相談場所の検討
- 2. 総合相談センターの運営と実施実績の検証及び改善策の検討
- 3. 日本司法支援センターとの連携維持及び法律扶助の利用促進
- 4. 消費者出前講座および相続未了不動産対策のための相続出前講座等の法教育事業
- 5. 裁判関係業務についての研修会等企画検討及び受任・受託拡大に向けての考察
- 6. 三重県多重債務対策協議会の事業への協力
- 7. 三重県消費生活センターとの連携
- 8. 消費者問題に関連する情報収集
- 9. 生活困窮者支援に関する事業

## **特別委員会**

### **非司法書士排除委員会**

- 1. 委員会の開催について  
津地方法務局長からの委嘱に基づく実態調査を実効性のあるものにする為、事前及び事後において開催する。また必要に応じて委員会を開催する。
- 2. 非司法書士行為の調査（監視）について  
インターネットホームページ、広告等で非司法書士行為が疑われる内容の監視、調査を適宜行う。  
会員から非司法書士行為が疑われる事実についての情報を収集する。
- 3. 非司法書士行為の排除  
委員会で収集した情報に基づき、非司法書士行為が確認された案件について、警告文を発信する。
- 4. 非司法書士行為の防止対策  
非司法書士行為を防止するための対外的な取り組みを行う。

### **地域連携対策委員会**

関係機関及び関係者による地域での連携を必要とする①自殺対策、②高齢者虐待防止、③障害者虐待防止に関して、三重県司法書士会が組織として、関係機関等と地域特性に応じた顔の見える関係を形成し諸問題に対応できるようにするために以下の事業を実施する。

- 1. 地域連携及び実態把握

各地域の特性や現状が徐々に把握できてきたことや、関係機関等との連携が築けてきて関係機関等からの声を掛けていただくことが増えてきている。しかし、一方で、組織と組織の連携のように見えているが実質的には人と人との繋がりにまでにしか至っていないケースにおいては、人事異動等により担当者の変更になるとその連携が絶たれてしまうことが少なくない。このため、本年度は、既連携地域との関係を維持するため各関係機関への訪問（ヒアリング）等を継続的に実施するとともに、各事業に関して関係機関等との連携体制のさらなる強化及び連携に応じられる地域の拡張について引き続き検討する。

## 2. 啓発活動及び専門性向上

関係機関等が主催する委員会・研修会・相談会等に積極的に参加・協力することで、当会の活動姿勢及び活動内容について広報をするとともに、各地域において、関係機関等から司法書士（会）が連携するのに意義ある専門職（機関）として評価されるように、個々の知見・理解が深められるようにする。また、会員に対して地域連携の理解を深め、より広域、より手厚い体制を整えられるように、研修会等の開催についても引き続き検討する。

## 3. 委員会体制等の中長期的計画の検討

当委員会が設置されて5年目を迎える。委員会設置当初は、自殺対策及び高齢者虐待防止の二つの事業のみであったが、その後障害者虐待防止も追加し、現在に至っている。地域で連携しなければならない事業は多くあるが、その中で司法書士が法律専門職として関与できることも少なくない。そのため、現状の各事業への理解を深めるとともに、今後も当会として、今後他事業への取り組みも見据え、中長期的な視点に立った検討を開始していく。

## 空家等対策委員会

本委員会は、昨年完全施行された空き家対策特別措置法および所有者の把握が難しい土地等への対策に対応するための委員会として、本年2月の理事会で承認された委員会である。各市町との協定締結や協議会への参加、そして具体的な業務の受託は各支部での対応をお願いする事になるが、本委員会は協定書や業務受託契約の内容を検討するほか、各地域での対応状況を各支部間において情報共有するとともに本会として全体の状況を把握し、問題点の洗い出しや対応方を検討することを目的とする。したがって構成メンバーは各支部から1名および執行部から1名の合計9名を予定している。現時点での当会の具体的な動きとしては、伊賀市が設置した空き家対策協議会への参加と、法務局と司法書士会連名の「未来へつなぐ相続登記」のチラシを津市の空き家対策において配布したのみであるが、今後この動きが各地で活発化することが予想されるため、当会としては何時でも落ち着いた対応が可能となるよう、出来る限り事前の準備を整えておきたい。具体的な業務の流れは、以前の公嘱協会が参考になると思われるが、業務の受託に際しては本会が主体にはならず、本会（または支部）が推薦する会員と市町との契約になる点は大きな相違点であり、その運用方法や報酬体系等整理しておかなければならない検討事項である。